

# 川崎市 景観アドバイザー制度について



川崎市

まちづくり局計画部  
景観・地区まちづくり支援担当  
令和3年10月

はじめに	pp 3
<b>1 景観アドバイザー制度</b>	<b>pp 4</b>
1-1 景観アドバイザー制度の創設について	pp 5
1-2 景観アドバイザー制度のメニュー	pp 6
<b>2 事前協議</b>	<b>pp 1 1</b>
2-1 事前協議について	pp 1 2
2-2 事前協議の対象	pp 1 3
2-3 事前協議の流れ	pp 1 4
<b>3 景観アドバイザー会議</b>	<b>pp 1 5</b>
3-1 景観アドバイザー会議とは	pp 1 6
3-2 景観アドバイザー会議の構成	pp 1 7
3-3 景観アドバイザー会議の概要	pp 1 8
<b>4 事前協議対象外における 景観アドバイザー制度の活用</b>	<b>pp 2 0</b>
4-1 景観アドバイザー制度のメニュー	pp 2 1
4-2 景観アドバイザー制度の流れ	pp 2 2

# はじめに

川崎市では、本市の景観形成のマスタープランである**川崎市景観計画**（平成19年策定。以下「景観計画」という。）に基づき、景観形成の推進を図っています。

平成30年には、策定から10年が経過し、本市を取り巻く社会情勢等も大きく変化してきたこと等から景観計画の改定を行いました。これまでの本市の景観施策を継承しつつも、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成を推進していくものとしています。



# 1 景観アドバイザー制度

## 1-1 景観アドバイザー制度の創設について

平成30年の景観計画の改定を踏まえ、これまで取組んできた施策を引き続き推進しつつ、景観の質の向上を目指す取組として、建築物の建築、工作物の建設及び屋外広告物等の表示等について、良好なデザインの誘導を行うために**専門家（景観アドバイザー）による技術的な助言を行う景観アドバイザー制度**を創設することといたしました。（景観計画第8章「景観形成の推進方策」より）

景観法に基づく届出等のうち一定規模以上の建築物等については、景観アドバイザー制度を活用し、景観アドバイザーから助言を得る「景観アドバイザー会議」を行います。



## 1-2 景観アドバイザー制度のメニュー

景観アドバイザー制度には4つのメニューがあります。

- ① 景観法に基づく届出及び通知の対象行為への都市景観形成に関する助言
- ② 公共施設への都市景観形成に関する助言
- ③ 景観形成協議会への助言
- ④ 市民、事業者等への助言

## 1-2 景観アドバイザー制度のメニュー

### ① 景観法に基づく届出及び通知の対象行為への都市景観形成に関する助言

- 市は、都市景観条例第11条の2第1項第1項に基づく事前協議の案件について、景観アドバイザー会議で景観アドバイザーから助言を得ます。
- **事業者**は、事前協議の対象行為を除く景観法に基づく届出及び通知の対象行為について、景観アドバイザーからの助言を得ることを希望することができます。

## 1-2 景観アドバイザー制度のメニュー

### ② 公共施設への都市景観形成に関する助言

- **公共施設の管理者**は、公共空間景観形成ガイドラインの協議対象の行為、その他公共施設の整備について、景観アドバイザーからの助言を得ることを希望することができます。

※公共空間景観形成ガイドラインとは、公共施設の整備における景観の基本的な考え方や、その具体的な手法について説明したものとなります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000057354.html>

## 1-2 景観アドバイザー制度のメニュー

### ③ 景観形成協議会への助言

- 地区内の関係住民で組織する**景観形成協議会**は、都市景観形成地区の景観形成方針・基準の制定及び改正に関することについて、景観アドバイザーからの助言を得ることを希望することができます。
- **景観形成協議会**は、景観形成協議会の取組に関して、景観アドバイザーからの助言を得ることを希望することができます。

## 1-2 景観アドバイザー制度のメニュー

### ④ 市民、事業者等への助言

- 市民、事業者等は、市と調整した上で、景観アドバイザーからの助言を得ることを希望することができます。

(例)

- ・ 景観形成に関する地域住民の取組のなかで、重視すべき景観の要素等について専門家の知見を求めることを目的とした相談
- ・ 景観計画特定地区や都市景観形成地区の指定が検討されている地区内での行為に関する事業者からの相談 等

## 2 事前協議

景観アドバイザー制度を活用した事前協議申出の手続に関する説明となります。

## 2-1 事前協議について

景観アドバイザー制度の創設とともに、特に景観上影響の大きい建築物等の計画に関し、景観法第16条第1項の規定による届出及び同条第5項後段の規定による通知（以下「届出」という。）を円滑に行うため、事前協議申出の手續を制定しました。

届出のうち一定規模以上の建築物等については、景観アドバイザー制度を活用し、景観アドバイザーから助言を得る「景観アドバイザー会議」（月1回程度開催）を行います。



## 2-2 事前協議の対象

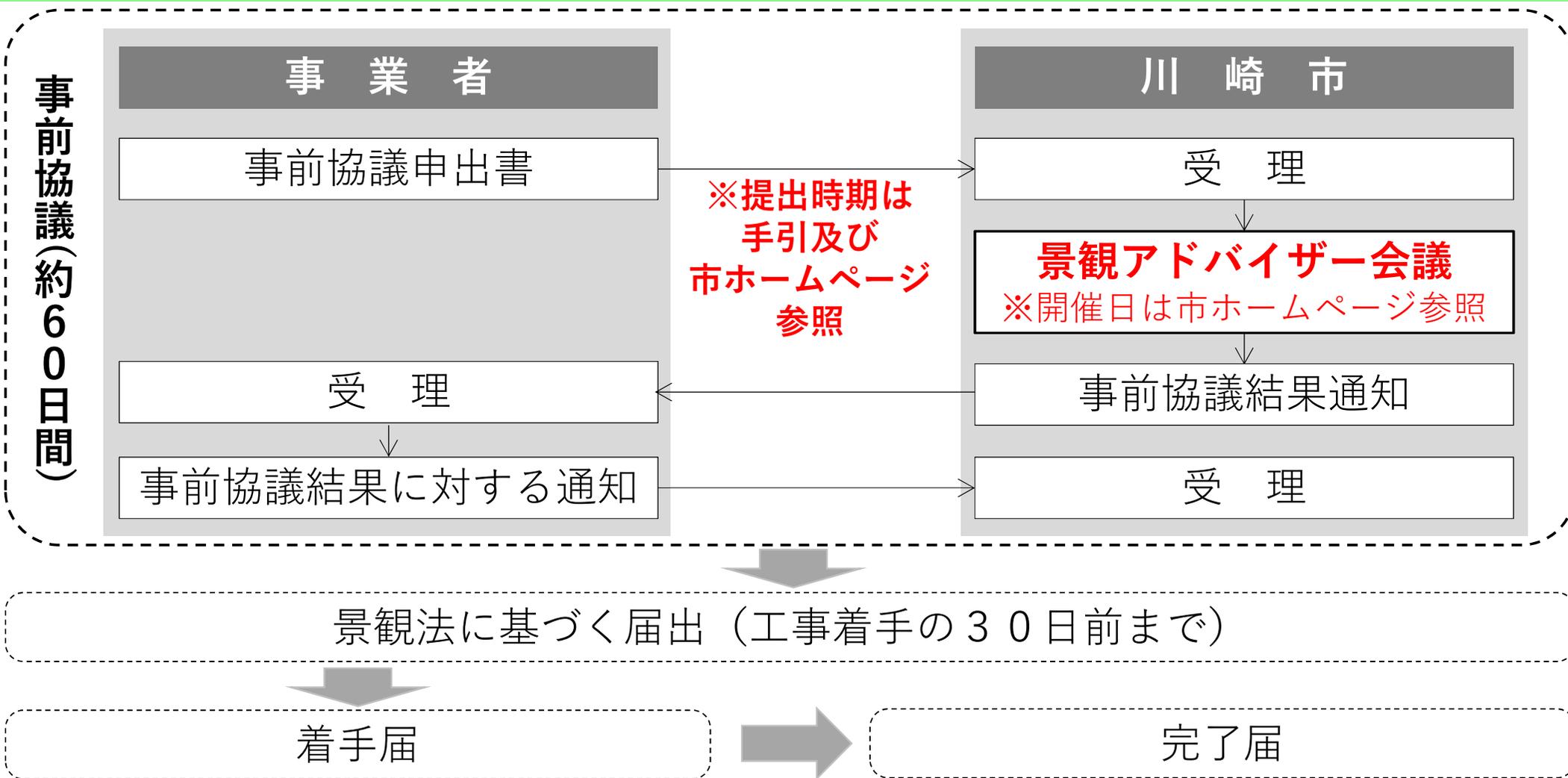
次のいずれかに該当する場合、事前協議の対象となります。

- 高さが31mを超える建築物の建築等又は工作物の建設等
- 壁面の長さが70mを超える建築物の建築等
- 景観計画特定地区における建築物の建築等又は工作物の建設等

※建築物（工作物）の建築（建設）等とは、新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更となります。

※事前協議の詳細は市ホームページに掲載している手引をご覧ください。

## 2-3 事前協議の流れ



## 3 景観アドバイザー会議

景観アドバイザーから助言を得る場面に関する説明となります。

## 3-1 景観アドバイザー会議とは

景観アドバイザー会議は、景観計画を踏まえたなかで、市が景観アドバイザーから技術的な助言を得るための会議となります。会議は月1回程度の開催を予定しています。

※会議の開催日は市ホームページをご覧ください。

## 3-2 景観アドバイザー会議の構成

景観アドバイザー会議は、以下の専門分野から各1名、合計4名の専門家で構成されます。

- 都市計画 又は 都市デザイン
- 建築
- ランドスケープ 又は 造園
- 色彩

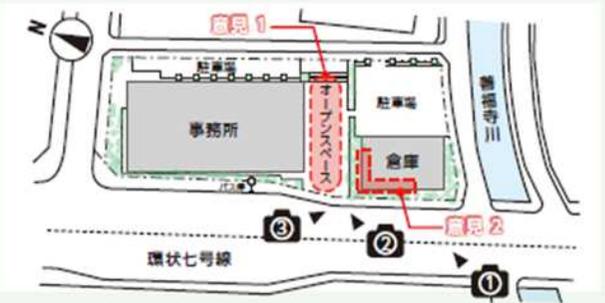
### 3-3 景観アドバイザー会議の概要

- 建築物及び工作物の配置・規模、形態・意匠、外構、外観の色彩、屋外広告物の配置計画等の設計に対して助言を得るものとなります。（都市計画、事業計画等に対する助言を行うものではありません。）
- 景観アドバイザーには、幾らかの工夫で実現できるような助言から、より良好な景観形成を実現するための助言まで、それぞれの専門分野の視点から幅広く助言していただくことを想定しています。
- その上で、事業者には助言を反映するかどうかについて、ご検討いただきます。

景観アドバイザーの助言内容は、本市の景観形成方針・基準に基づいたものとなります。良好な景観形成に向けた助言を踏まえ、前向きな検討にご協力ください。（事前協議に関する罰則の規定はありません。）

# 3-3 景観アドバイザー会議の概要

## 助言内容のイメージ（先行都市の事例集より）

<p><b>意見</b></p> <p>東側は道路との距離が小さいため、バルコニー・手すり・植栽及び設備等の露出について、近隣に配慮した計画とすること。</p>	 <p>事前協議前の完成イメージベース</p>	<p><b>意見 1</b> &gt;&gt;&gt;&gt;</p> <p>オープンスペースについて、環状七号線側から人が自然に入れること、バス停利用者の快適性確保や、環状七号線沿いの街路樹との関連づけを考慮した外構を検討すること。また事務所棟とオープンスペースの接点部分について緑化等の配慮を行うこと。</p>	<p><b>対応</b></p> <p>人が自然と入れるよう、フェンスを設けず、死角を設けない空間とした。また環状七号線・オープンスペース沿いには緑地スペースを設ける配慮を行った。</p>  <p>オープンスペース</p>
<p><b>対応</b></p> <p>バルコニー・手すり、植栽及び設備等の露出について近隣に配慮するため、建物配置の変更により東側道路との距離を確保するとともに、バルコニーの仕様を、ガラス手すりを一部躯体手すりとし、プライバシー、露出に配慮した。</p>	 <p>バルコニーのデザインを変更し、プライバシーや設備等の露出に配慮。</p> <p>現在の建物位置 事前協議前の建物位置</p> <p>植栽の境界</p> <p>低木だけでなく将来成長する高木も差し込むことで、外壁の長尖な印象を軽減。</p> <p>建物配置を変更し、道路との距離を確保。</p> <p>写真は平成30年(2018)10月撮影</p>	<p><b>意見 2</b> &gt;&gt;&gt;&gt;</p> <p>倉庫棟について、外壁面に表情を付ける等の工夫をし、角地にふさわしいデザインとすること。</p>  <p>意見 1</p> <p>意見 2</p> <p>環状七号線</p>	<p><b>対応</b></p> <p>環状七号線通りとオープンスペース側について、床を一部跳ね出したデザインとし、単調な壁面とならない配慮を行った。</p>  <p>跳ね出したデザインで単調な壁面にならないよう配慮。</p> <p>写真は平成30年(2018)5月撮影</p>

出典：杉並区都市整備部管理課庶務係『大規模建築物の優良な景観事例集（平成31年3月）』

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/ryoka/1013751/1051481.html>

## 4 事前協議対象外における 景観アドバイザー制度の活用

「2 事前協議」の対象外となる場合における景観アドバイザー制度の活用方法の説明となります。

## 4-1 景観アドバイザー制度のメニュー

### 景観アドバイザー制度のメニュー

- ① 景観法に基づく届出対象行為への都市景観形成に関する助言
- ② 公共施設への都市景観形成に関する助言
- ③ 景観形成協議会への助言
- ④ 市民、事業者等への助言（pp10参照）

景観アドバイザーから上記①～④の助言を得ることを希望する場合、事前協議対象外の案件につきましては、「川崎市景観アドバイザー会議の設置及び運営に関する要綱」に基づき手続を行っていただきます。

## 4-2 景観アドバイザー制度の流れ



※事前相談は景観アドバイザー会議相談書の提出時期までに余裕を持って行ってください。

※景観アドバイザー会議相談書は市ホームページからダウンロードをお願いします。

## 4-2 景観アドバイザー制度の流れ

### データ提供のお願い

景観アドバイザー会議に先立ち資料を景観アドバイザーに提供するため、景観アドバイザー会議相談書及び添付図書の電子データの提供にご協力をお願いいたします。景観アドバイザー会議相談書を提出した翌日までにメール等でご提供ください。

#### 送付先

川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当  
E-mail : 50keikan@city.kawasaki.jp

- ※メール件名は『景観事前協議データ（〇〇〇）』としてください。〇〇〇には案件名を入力してください。
- ※電子データの形式はPDFとしてください。
- ※ファイル容量が10MBを超える場合は分割して送信するようお願いいたします。または職員にご相談ください。
- ※電子データを格納したCD-Rを事前協議申出書に添付していただいても構いません。

## 問い合わせ先

川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3022、FAX：044-200-3969

E-mail：50keikan@city.kawasaki.jp



Instagram：kawasaki\_townscape  
川崎市の素敵な景観を紹介しています。



フォロー・いいね！  
歓迎します